

子どもへの強制わいせつ罪容疑で起訴された元職員の判決について

(判決日 令和3年3月5日 千葉地方裁判所)

本日、子どもへの強制わいせつ罪容疑で起訴された元本市職員に対して、千葉地方裁判所から判決の言渡しがありましたので、お知らせします。

1 事案の概要

当該元職員が、市立学校に勤務していた期間中に、子どもの身体を触るわいせつ行為をした疑いに関する事案

2 判 決

有罪（強制わいせつ罪）

3 量 刑

懲役3年6月（執行猶予なし）

身柄拘束の240日は実刑処理とする。

本件の情報提供に当たり、以下の3点を申し添えます。ご配慮願います。なお、本件はこれまで被害者保護の観点から公表を差し控えておりましたが、本判決を受け、公表することとしたものです。

(1) 本件の判決は確定していないこと

(2) 本事案における情報の取扱いについて、「被害者家族としては、学校名・被害者名・加害者名・事件内容等の本件に関する一切の情報を外部に公表されないよう強く嘆願する」旨の嘆願書が被害者の代理人弁護士から提出されていること

(3) 本件は、刑事裁判の公判廷においても、被告人の氏名も含めた被害者特定事項を秘匿する措置が取られている事案であって、被害者が特定されることにより、その名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあること